

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月三日

沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良七一九番地一
合資会社嘉手納ブロック工業
代表社員 新城 政則

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十二月四日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十二月十日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十二月三日

東京都港区赤坂五丁目三番一号
(甲) 株式会社博報堂D Yホールディングス
代表取締役社長 西山 泰史

東京都千代田区九段南四丁目二番一号ア
ビスタ市ヶ谷ビル二階C
(乙) H I B C株式会社
代表取締役 鉢嶺 登

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十二月四日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十二月十日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十二月三日

東京都港区赤坂五丁目三番一号
(甲) 株式会社博報堂D Yホールディングス
代表取締役社長 西山 泰史

東京都渋谷区広尾四丁目一番三一〇〇七号
(乙) 株式会社タイム・アンド・スペース
代表取締役 野内 敦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百万円減少し、八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月三日

愛媛県伊予郡松前町大字大間四一一番地一
有限会社松前園芸
代表取締役 大政 一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年一月十三日を効力発生日とする募集株式の発行（以下「本増資」という。）により資本金及び資本準備金の額が各一億四千九百八十二万六千六百円ずつ増加することを停止条件として、本増資により増加した資本金及び資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年九月二十六日

掲載頁 二〇七頁（号外第二二五号）

令和七年十二月三日

富山市三番町三番一〇号
富山めぐみ製菓株式会社
代表取締役 笹山 敬輔

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十二日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇、〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月三日

東京都千代田区大手町二丁目二番一号新大手町ビル七階
W O O L Y 株式会社
代表取締役 佐藤 孝信

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月三日

千葉県船橋市前原西一丁目二五番一五号
株式会社レンタックス
代表取締役 松岡めぐみ

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月三日

京都市下京区西洞院通五条下ル小柳町五〇六番地一
協友株式会社
代表取締役 友久 新一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千七百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月十八日付官報の号外第八十八号六七頁に掲載されています。

令和七年十二月三日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
J N 特定目的会社
取締役 長尾 誠

正 誤

ページ段 行 誤 正

令和七年十月二十八日（号外第二百三十九号）
公布農林水産省・国土交通省令第三号（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令）
(原稿誤り)

五 改正後欄
改正前欄
建築物 認定畜舎等

令和七年四月三十日（号外第九十六号）国土交通省告示第三百四十八号（屋久島空港の施設の変更を許可した件）
(原稿誤り)

目次及び本文において、国土交通省告示第三百四十八号は国土交通省告示第三百四十九号とする。

令和七年四月三十日（号外第九十六号）国土交通省告示第三百四十九号（自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する件）
(原稿誤り)

目次及び本文において、国土交通省告示第三百四十九号は国土交通省告示第三百四十八号とし、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年六月九日国土交通省告示第四百五十三号（自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示）
(原稿誤り)

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。